福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第３期）の策定について
（特定健診・特定保健指導実施計画　第四期）

別紙１

1　計画の概要

国民健康保険法に基づき厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者は健康・医療情報を活用してＰＤＣＡサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うものとされている。

福岡市では、平成 27 年度から 29 年度を計画期間とする「福岡市国民健康保険医療費適正化計画」、平成 30 年度から令和５年度を計画期間とする「福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第２期）」を策定し、健康寿命の延伸を目標に、国民健康保険被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ってきた。第２期計画期間の終了に伴い、「福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第３期）」を策定するもの。

2　計画の位置付け及び期間等

（１）計画の構成

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」第五に基づき定める「データヘルス計画」と「給付適正化計画」で構成。

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条に基づき定める「特定健診等実施計画」についても、「データヘルス計画」と同様の保健事業の実施計画であるため、「福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画」として「データヘルス計画」と一体的に策定している。

（２）計画の位置付け

「福岡県国民健康保険運営方針」、「福岡市保健福祉総合計画」や「福岡市介護保険事業計画」と調和のとれたものとする。

また、健康寿命の延伸に向けた取組みとして、国が市町村での実施を推進している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のため、福岡県後期高齢者医療広域連合と課題や目標等を共有し、連携を図る。

図：他計画との関係

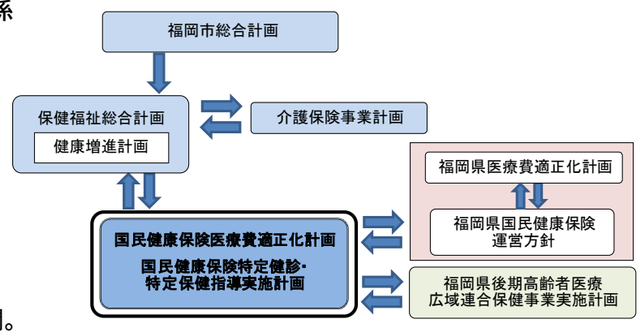

（３）第３期計画の期間

令和６年度から令和 11 年度までの６年間。

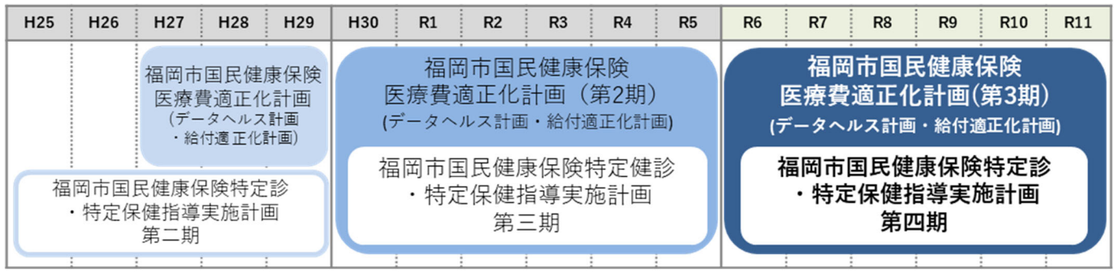

3　これまでの取組みと今後の方向性

（１） データヘルス計画

〇第２期計画の取組み及び成果と課題

- 特定健診未受診者対策
- 特定保健指導事業（**ＩＣＴを活用した遠隔での特定保健指導のモデル実施**）
- 糖尿病・高血圧・脂質異常症を早期発見し、治療につなげる生活習慣病重症化予防の実施
- **糖尿病性腎症重症化に特化した重症化予防事業の開始**

【成果】

・特定健診受診率、未治療者で健診受療勧奨値該当者の受療率の向上
・生活習慣病の重症化リスクの高い「HbA1c7.0 以上」「Ⅱ度高血圧以上」「LDL180 以上」の割合の改善
・生活習慣病の重症化疾患である「脳血管疾患新規患者」「虚血性心疾患新規患者」の割合の改善

【課題】

・特定健診受診率が向上しているものの、目標値に届かず、国や県、他の政令市と比較して低い
・**特定保健指導実施率が低下**し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群該当者割合が上昇
・**人工透析新規患者が増加傾向**
・**筋骨格系や骨折などのロコモティブシンドローム関連の医療費が高く**、要介護認定者の有病も多い

〇第３期計画の主な取組み

- 特定健診未受診者対策・特定保健指導事業（「（３）特定健診・特定保健指導実施計画」に記載）
- **医療関係者等との重症化予防の仕組みづくり**、重症化予防事業の継続実施
- **ロコモティブシンドローム関連疾患によるフレイルを予防する取組み**の検討、実施

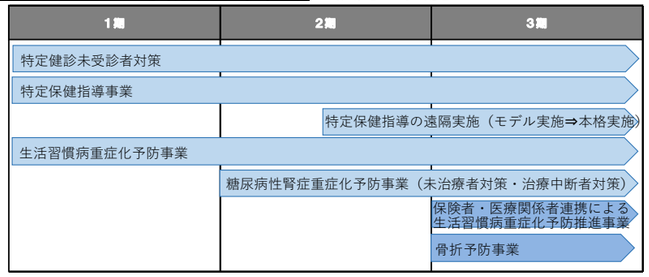

（２）給付適正化計画

〇第３期計画の取組み

第２期計画の取組みを継続実施

・ジェネリック医薬品の普及：差額通知の送付、ジェネリック医薬品の供給状況を踏まえた取組みの検討
・重複・頻回受診者対策：保健師等による訪問健康相談の実施
・重複・多剤服薬者対策：お薬相談通知書送付機会の増大
　リフィル処方や電子処方箋の導入等国の動きを注視し、事業の方向性を検討
・レセプト点検：高額レセプトの重点点検、自動点検システムの活用、効果的な点検手法について検討
・柔道整復施術療養費の適正化：柔道整復施術療養費支給申請書の支給前内容点検、広報・啓発の実施

（３）特定健診・特定保健指導実施計画

〇第三期実施計画での取組み

・特定健診未受診者への個別受診勧奨
・健診専用サイト「けんしんナビ」による受診しやすい環境づくり
・ＩＣＴを活用した遠隔での保健指導（モデル事業）

〇第四期実施計画の取組み

・効果的な受診勧奨の継続や受診しやすい環境づくりの検討（受診率の低い 40～50 代への対応等）
・特定健診に相当する健診結果の情報収集（医療機関や各関係団体と連携）
・特定保健指導のアウトカム評価の導入等（国の制度改正への対応）
・遠隔での保健指導の拡充、医療機関の負担軽減策の検討
・保健指導の意義や重要性についての啓発強化